

インキュベーション施設運営計画認定事業

1 事業概要

本事業は、民間事業者等による創業支援の取組を後押しすべく、創業支援施設の運営に係る事業計画のうち一定の基準（※）を満たしたものを東京都が認定し、当該事業（施設）の紹介、事業者間の交流等を行うものです。

（※）認定を受けた事業者（施設）の運営行為を東京都が保証したり、責任を負うものではありません。

一定の基準とは（主なもの）

- ① 起業家向けの施設であること
- ② 過去1年間以上、創業支援実績があること
- ③ 創業支援に係る実効的かつ継続的な運営計画があり、インキュベーションマネージャーが適切に配置されていること
- ④ 施設としてのレベルアップの工事計画（分野特化型は新設工事計画も可）を有すること

【一般向けインキュベーション施設】の場合は、①②③④に加え、

- ・オフィススペース（個別の貸事務室やコワーキングスペース等）の面積が100㎡以上であること

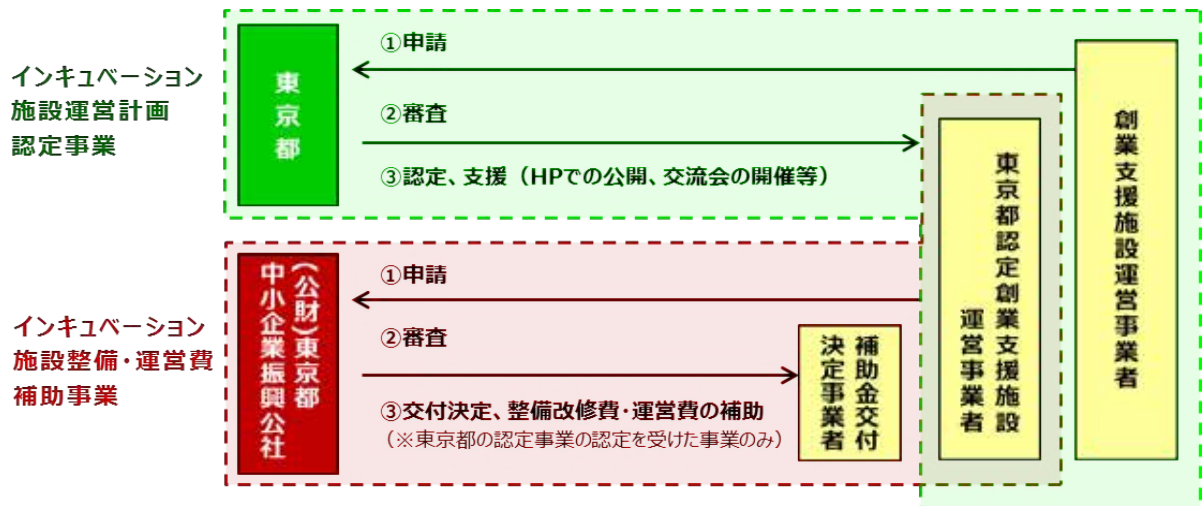
【託児付きインキュベーション施設】の場合は、①②③④に加え、

- ・主に子育て中の起業家向けの施設であること
- ・託児スペース等を有すること
- ・オフィススペースの面積が50㎡以上であること

【分野特化型インキュベーション施設】の場合は、①②③④に加え、

- ・分野特化の専門的な設備を有すること
- ・インキュベーションマネージャーは分野特化の支援ができること
- ・オフィススペースの面積が50㎡以上であること

2 事業スキーム



3 事業認定取得の主なメリット

- ① 東京都ホームページにおいて認定事業（施設）を紹介します。
- ② 認定施設運営事業者の交流会（勉強会）に参加できます。
- ③ 認定施設運営事業者のうち、中小企業者等の団体は（公財）東京都中小企業振興公社の「インキュベーション施設整備・運営費補助金」の申請が可能になります。
- ④ 認定施設に一定期間入居し、事業内容に関する個別具体的支援をインキュベーションマネージャーから継続的に受けた方は、（公財）東京都中小企業振興公社の「創業助成事業」の申請が可能になります。

※ ③④については、その他にも必要となる「申請要件」があります。